

栃木県内の病院、診療所、訪問看護ステーションの皆様

令和8（2026）年度

看護師の特定行為研修及び認定看護師受講 に係る補助金のご案内

栃木県では、認定看護師養成や特定行為研修受講を促進するため、「特定行為研修・認定看護師養成支援等事業費補助金交付要領」に基づき、医療機関等を対象として、研修派遣に係る経費の助成を行います。貴施設に勤務する看護師の認定看護師資格取得や特定行為研修受講の支援に、ぜひ当事業を御活用ください。

申請期限：令和8年10月頃を予定

<事業内容>

1 認定看護師

- (1) 交付対象 認定看護師教育機関に職員を派遣する病院、診療所、訪問看護ステーション等
- (2) 対象経費 認定看護師の資格取得に係る教育課程の受講に要する経費
入学金、授業料（受講料）、交通費等諸経費
- (3) 補助内容
 - 入学金、授業料（受講料）の2分の1（上限1名あたり60万円）
 - 交通費等諸経費（上限1名あたり10万円）
 - 代替職員の人件費（感染管理に限る）の2分の1（上限1名あたり100万円）

2 特定行為研修

- (1) 交付対象 特定行為研修機関に職員を派遣する病院、診療所、訪問看護ステーション等
- (2) 対象経費 特定行為研修の受講に要する経費
 - ① 入講料及び共通科目受講料
 - ② 区分別科目受講料
 - ③ 受講期間中の代替職員に係る人件費
- (3) 補助内容
 - ① 入講料及び共通科目受講料の2分の1（上限1名あたり20万円）
 - ② 区分別科目受講料の2分の1（上限1名あたり30万円）
 - ③ 代替職員の人件費（訪問看護ステーションに限る）の2分の1（上限1名あたり100万円）



3 特定行為研修指導者講習会

- (1) 交付対象 当該年度に上記2の申請を行い、特定行為研修指導者講習会に職員を派遣する病院、診療所、訪問看護ステーション
- (2) 対象経費 特定行為研修指導者講習会の受講に要する経費
- (3) 補助内容 通信研修及び集合研修受講料の2分の1（上限1名あたり3千円）

実施要領及び様式等は、栃木県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/kango/ninteikangosiyouseisientoujigyou.html>

※医療機関等が負担した経費が対象となります。

※当該年度に修了する認定看護師教育課程及び特定行為研修が対象となります。

※予算の範囲内での実施となります。申請件数によっては、調整する場合がありますので予め御了承ください。

栃木県保健福祉部 保健福祉課 保健看護人材担当

TEL 028-623-3152

E-mail hokenkango@pref.tochigi.lg.jp